

令和3年度健康ビジネス創出支援事業（健康指標改善型製品開発等支援事業）

募 集 要 領（二次公募）

1 事業の目的

県では、少子高齢化や社会保障費の急増などを背景に、急激な市場の拡大が見込まれている健康ビジネス（ヘルスケア）産業において、県内企業による健康指標（※）改善や病気・介護予防する医療福祉関連製品の開発・実用化を支援するため、開発・実用化を行う県内企業に対して補助金を交付する「健康ビジネス創出支援事業（健康指標改善型製品開発等支援事業）」を実施します。

※ 健康指標

急性心筋梗塞による死亡率、子どもの肥満、虫歯が多い、メタボリックシンドローム該当者数、喫煙率、高血圧者数、糖尿病患者数等

2 対象者

健康指標改善や病気・介護予防する医療福祉関連製品の開発・実用化を行う県内企業が対象となります。

※ 県内に工場や事務所等の事業所を有する県外企業を含む。

3 対象事業及び対象経費

(1) 対象事業

健康指標改善型製品開発等支援事業

… 健康指標改善や病気・介護予防する医療福祉関連製品の開発等に取り組む県内企業を支援する事業。

(2) 対象経費

補助事業実施のため必要となる経費が対象となりますが、次の条件を満たす必要があります。

- ①交付決定後に契約、支出されるもの。
- ②令和4年2月28日までに支払いを終えるもの。
- ③補助事業に要することが明確であるもの。

経費区分	内 容
1 謝金	補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、企業の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	補助事業を遂行するために必要とした旅費、滞在費及び交通費等であって、申請企業の旅費規程等により算定された経費
3 事務経費	補助事業を行うために直接必要な以下の経費 1) 通信・運搬経費 2) 印刷製本費 *印刷又は製本を目的とする対価 3) 使用料及び賃借料 *会場や施設等を利用する際に発生する費用や機械装置等のリース又はレンタルに要する経費等 4) 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費

	<p>(実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とします。)</p> <p>5) 産業財産権の先行調査および権利取得等に関する経費 (拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く)</p> <p>6) 国内外展示会出展等経費 * 当補助事業の成果物を発表・出展するために要する経費等</p> <p>7) 薬事申請等関連経費 * PMDA、FDA、CEマーク、第三者認証等に関する経費</p>
4 消耗品費	<p>補助事業を実施するために直接必要な原材料費等</p> <p>* 消耗品費とは、単年度で消耗してしまうもの、または税込み20万円以下のものを言う。</p>
5 機械装置費	<p>補助事業を実施するために直接必要な機械装置(ソフトウェアを含む)の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費</p> <p>* 消耗品費として購入し、組み上げて1年以上使用するもので、かつ税込み20万円以上となるものについては、機械装置費となる。また、税込み50万円以上となるものについては、取得財産として報告すること。</p> <p>* 据付とは、機械装置費と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限る。設置場所の整備工事や基礎工事を伴う管理棟の建設等は含まない。</p>
6 外注費	<p>補助事業を実施するために必要な外注や各種試験等に要する経費(ソフトウェアを含む)</p>
7 直接人件費	<p>補助事業に直接従事した福島県内で雇用している者の人件費</p> <p>* 基本給、賞与、諸手当等を含む</p> <p>* 雇用形態は問わない</p>
8 委託費	<p>補助事業のうち、申請者以外の機関が行う研究開発等に必要経費</p> <p>なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。</p> <p>委託先において、委託費で購入または発生した財産は、知的財産権を除いて委託者の所有となる。</p>
9 その他	<p>その他知事が認めるもの</p>

※ 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- 1) 転用が可能と認められる機械装置等
- 2) 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- 3) 使用実績の把握が困難な材料等
- 4) 消費税及び地方消費税

4 採択予定件数

1件程度を予定しています。

5 補助金の額及び補助率

補助上限額	企業区分		補助率
	400万円	県内企業 ※1	
大企業			1 / 2

※1 県内に工場や研究所等の事業所等を有する県外企業を含む。

6 対象事業期間

交付決定日から令和4年2月28日（月）まで。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和3年7月1日（木）から令和3年8月27日（金）17:00（必着）まで。

(2) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助金事業説明書（様式第1-1）
- ③ 補助金事業説明書（様式第1-2）
- ④ 申請企業の概要（様式第1-3）
- ⑤ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）及び定款
- ⑥ 直近2期分の決算書（収支状況が分かるもの）
- ⑦ 県税納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- ⑧ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
- ⑨ 役員一覧（様式第2号-1）
- ⑩ 機械・設備を購入する場合は、その見積書(写)

※ 提出書類は、下記11の宛先に郵送又は持参により提出してください（提出の前に書類内容の事前確認を行いますので、申請したい旨を電話又は電子メールによりお知らせ下さい。）。

※ 各提出書類とも正本1部を提出してください。

※ サイズは全てA4版としてください。

※ 提出された書類は返却しませんので、予め御了承ください。

※ 提出書類の様式は、福島県商工労働部医療関連産業集積推進室のホームページ（次世代医療産業集積プロジェクト）からダウンロードできます。

ホームページアドレス : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/iryou-pj/>

8 審査

募集期間終了後、県が設置する審査会により審査を行います。

審査会では、①研究開発内容の妥当性、②研究開発目標・スケジュールの妥当性、③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容、④完成後の製品の市場性、⑤目標を達成するための経済的基礎力の観点から総合的な審査を行います。審査結果を通知しますが、採否の理由についてはお答えできません。

9 補助事業者の責務

(1) 研究開発成果の公表

県は、研究開発成果等報告書等をホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動に努めますので、協力してください。

県が開催する成果発表会等へ積極的に参加・協力していただきます。

(2) 補助事業費により取得した機械装置等に関すること

補助事業により取得した機械装置等については、補助事業者の所有となりますので、研究資産として適正に管理してください。

機械装置等の処分については、県の指示に従っていただきますので、事前にご相談下さい。

(3) 展示会、学会等への出展

年1～2回程度、事業化支援を目的として展示会、学会等に福島県ブースを出展する予定です。その際、補助事業者は事務局とともに出展をお願いします。

(4) 事業終了後の追跡調査に関すること

追跡調査として、研究開発終了後5年間は、その後の事業化の進捗状況や技術開発成果の波及効果、薬事法申請、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

また、必要に応じて県が行う本事業に関する調査については、最大限の協力を行っていただきますので、予め御承知ください。

10 その他

(1) 補助金交付決定について

採択決定後、補助事業者に対して交付決定（単年度）を行います。

本事業の補助金は、「1. 事業の目的」に示す県の事業を、補助金交付要綱に基づき補助事業者が実施したことに対して支払われるものです。

採択決定の際、補助金額について経費ごとの積算、見積もり、根拠資料等について審査を行い、必要と認められた経費のみが実際の補助金額となります。よって、実際の補助金交付決定額は、必ずしも申請金額とは一致するものではありません。

支払うべき金額は、補助事業終了後の確定検査において確定します。そのため、支払うべき金額は交付決定額以下になる場合があります。

(2) 中間検査、確定検査等について

補助事業期間後において、補助金額の適切な確定に当たり、県が確定検査を実施します。なお、必要に応じて補助事業期間中に中間検査を実施することがあります。

確定検査に当たっては、補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になります。補助対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助金の対象外となるので留意して下さい。

補助金の支払については、補助事業者から実績報告書の提出を受け、確定検査を経て補助金額の確定後に精算払いとなります。

補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入る場合があります。

補助事業の完了した日から15日後または補助事業の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告を県に提出していただきます。

(3) 不正行為、不正使用等への対応について

採択後・補助事業期間終了後であっても、虚偽の申請であった場合や、補助金の重複受給等不正があった場合などは、採択や補助金交付決定を取り消す場合があります。

(4) ライフサイエンス研究に係る生命倫理や安全確保に係る指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令又は指針等（「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関

する法律」、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」等)により必要な手続等が定められているため、当該手続等を遵守し、適切に研究を実施してください。なお、これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、採択や補助金交付決定を取り消すことがあります。

1.1 お問合せ先及び応募書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎12階)

福島県 商工労働部 医療関連産業集積推進室 (担当: 飯村)

電話: 024-521-7282 (直通)

FAX: 024-521-7932

メール: iimura_miki_01@pref.fukushima.lg.jp